

平成29年五所川原市教育委員会第7回臨時会会議録

五所川原市教育委員会

平成29年五所川原市教育委員会第7回臨時会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第29号	平成29年6月23日	五所川原市就学援助規則の廃止について	平成29年6月23日	原案承認
議案第30号	平成29年6月23日	五所川原市就学援助実施要綱の制定について	平成29年6月23日	原案承認
議案第31号	平成29年6月23日	五所川原市教育支援委員会専門員の追加決定について	平成29年6月23日	原案承認

平成29年五所川原市教育委員会第7回臨時会会議録
日時：平成29年6月23日（金） 午前11時00分開会
場所：五所川原市中央公民館2階第3会議室

◎議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名委員の指名
- 第 4 教育長職務代理者の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 前回会議録の承認（第6回定例会）
- 第 7 教育長の報告
- 第 8 付議案件
 - 1 議案第29号 五所川原市就学援助規則の廃止について
 - 2 議案第30号 五所川原市就学援助実施要綱の制定について
 - 3 議案第31号 五所川原市教育支援委員会専門員の追加決定について
- 第 9 その他

◎出席教育長及び委員（５名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	丁子谷 悟 委員
2 番	木 村 吉 幸 委員
3 番	三 瀉 洋 生 委員
4 番	奈 良 陽 子 委員

◎説明のため出席した職員（７名）

教育総務課	教育部長 寺 田 建 夫
社会教育課	課長 川 浪 生 郎
文化スポーツ課	課長 夏 坂 泰 寛
指導課	課長 葛 西 一
学校給食センター	課長 吉 田 英 人
図書館	所長 中 谷 吉 範
	館長 櫛 引 松 三

◎職務のため出席した職員（２名）

教育総務課	課長補佐 古 川 憲
教育総務課	学務係長 白 川 彰 吾

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が４名、定足数に達しております。これより平成２９年五所川原市教育委員会第７回臨時会を開会いたします。

◎議席の指定

○教育長

議席の指定を行います。議席番号について、事務局に案があるようですので、説明をお願いします。

○教育総務課長

議席番号につきましては、本日指定いたしますが、委員に変更があったとき、又は委員が再任されるときには、改めて議席番号について確認もしくは変更していくことになります。

それでは、委員の議席1番から4番までにする事務局の案でございますが、1番に丁子谷委員、2番に木村委員、3番に三瀨委員、4番に奈良委員としたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長

ただ今、事務局の案が説明されましたが、委員の皆様にお諮りいたします。議席の指定について、事務局の案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ただ今、異議なしの声がございました。議席の指定はこのよう決定しますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第3、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、3番 三瀨委員をお願いいたします。

◎教育長職務代理者の指名

○教育長

日程第4 教育長職務代理者の指名に入りますが、このことについて、事務局より説明をお願いします。

○教育総務課長補佐

地方教育行政の組織と運営に関する法律第13条第2項では、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」とされておりますので、長尾教育長から職務代理者の指名をお願いしたいと思っております。

○教育長

それでは、ただ今の説明にもありました通り、教育長において職務代理者を指名することになりますので、私から丁子谷委員を教育長職務代理者に指名いたします。丁子谷委員、どうぞよろしく願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第5、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（第6回定例会）

○教育長

日程第6、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第6回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

それでは日程第7、教育長の報告に入ります。

教育委員の皆様にも参列いただき、6月19日に開催されました太宰治生誕祭について報告します。今年も生誕祭には、津島園子・雄二様ご夫妻、津島淳様はじめ津島家のご親族、ご来賓、県内外からお越しの太宰文学愛好者や地元の方々、関係者も含めると約550名の参列をいただき、今までにない盛会な生誕祭となりました。特に、今年は、昨年から参加していただいている金木高校及び市浦分校の全生徒に加え、金木中学校1年生、金木小学校5年生の参加もいただき、世代を超えた生誕祭になりました。

また、金木太宰会が発行しております太宰文集「新樹」に掲載されております読書感想文の朗読を、4人の児童生徒に披露していただき、多くの参加者から今までにない新鮮な感銘を受けた生誕祭であったという声をいただきました。来年は生誕109年と同時に没後70年、そして再来年は生誕110年という節目の年が続きますので、関係者・団体と協議しながら生誕祭を盛り上げていきたいと思っております。

私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

日程第8、付議案件に入ります。本日付議される議案3件のうち、はじめの議案第29号から議案第30号までの2件は、規則の廃止と要綱の制定となっており関連する内容となっておりますので、一括で審議いたします。それでは担当より説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第29号「五所川原市就学援助規則の廃止について」、議案第30号「五所川原市就学援助実施要綱の制定について」、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

○丁子谷委員

実施要綱第2条第1項第3号のなかで、五所川原市外に住所を有するものとありますが、どういう場合がありますか。

○教育総務課長

居住地が市外で、市内の学校に通っている児童生徒を想定しています。例えば、市内の学校に通っていた児童生徒が、市外に転居したものの、これまでと同じ学校に通いたいというケースの場合、学校給食費と医療費を支援していくことになります。

○丁子谷委員

この場合には、他市町村の保護者からは該当するかどうかを判定するために、何か証明をもらうのですか。

○教育総務課長

住民税非課税世帯を対象としておりますので、そのことを証明する書類で確認する必要があります。

○教育長

このケースで、つがる市に住所がある保護者が準要保護者として認定を受けている場合にも当市で医療費を支給するのですか。

○教育総務課長

つがる市ではもともと医療費が無料になっていますので、医療費については対象外となります。

○教育長

医療費が無料になっていない市町村から通っている場合は、どうなるのですか。

○教育総務課長

その場合でも、学校で健診した結果、治療が必要であれば、当市で支援していくことになります。

○丁子谷委員

他市町村で準要保護の認定がされたのであれば、認定した市町村で支援するべきではないのですか。

○教育総務課長

他市町村でも同様の制度が既に整備されており、当市では他市町村に合わせて規定いたしますので、重複して支援を受けることにはなりません。学校の健診で見つかった疾病は、学校がある市町村で支援することになり、この考えは給食費の援助と同様なものであります。

ただし、この制度について他市町村との整合性がとれているのか確認いたします。

○教育長

就学援助の制度がない市町村の学校へ通う場合には当市で支給し、また、この制度がない市町村から当市の学校へ通う場合にも当市で支給することになるのではないですか。

○教育総務課長

他市町村に就学援助の制度がなければ、そのような懸念もあるかと思えます。この制度はどこ市町村でも整備されており、そのうち医療費に関しても整合性は取れているとは思いますが、今一度確認いたします。

○教育長

それでは、同制度について他市町村との整合性を確認してもらいますが、議案第29号「五所川原市就学援助規則の廃止について」、議案第30号「五所川原市就学援助実施要綱の制定について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第29号から議案第30号までの議案2件は、原案のとおり承認することに決しました。

それでは次に、議案第31号「五所川原市教育支援委員会専門員の追加決定について」、担当課より説明をお願いします。

○指導課長

議案第31号「五所川原市教育支援委員会専門員の追加決定について」、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、議案第31号「五所川原市教育支援委員会専門員の追加決定について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第31号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎その他

○教育長

次に、日程第9その他として「児童スポーツ活動モデル地域事業」について、担当より説明をお願いします。

○文化スポーツ課長

「児童スポーツ活動モデル地域事業」について、説明する。

○教育長

この事業は県が昨年度取り組んだものであり、さらに研究を進めるために、五所川原市と八戸市がモデル地域に指定され、小学校のスポーツ活動に実際に関わっている学校現場や地域の指導者、スポーツ関係団体等と協力して、直面している課題の把握と解決に向けた取り組みをし、その実証結果を報告するものであります。併せて教職員の多忙化解消にもつなげることができないか検討していきたいと考えております。

このことについて何かご質問はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

他に、何かございますでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、これを持ちまして平成29年五所川原市教育委員会第7回臨時会を閉会いたします。

午前11時43分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年6月23日

五所川原市教育委員会教育長

長 尾 孝 紀

五所川原市教育委員会委員 1番

丁 子 谷 悟

五所川原市教育委員会委員 3番

三 瀨 洋 生

会議の書記 教育総務課長

川 浪 生 郎